

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）に基づく特例給付支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年 8 月 23 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）に基づく特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、概ね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

令和元年 6 月 25 日に〇〇区から〇〇区への転出届を提出した際、特例給付の支給を受ける権利は現在に至る迄本質的には失っていないにも関わらず、〇〇区の当方に対する事務的な案内に不手際があったため、転出先である〇〇区への支給申請がなされていなかった事で、6 月から 11 月迄の間は、事務的に支給を受けられていない状況であるから、令和元年 6 月に取り消された児童保育特別給付を、令和元年 11 月給付分（転出先の〇〇区から給付を受ける令和元年 12 月から故）迄遡及して給付願いたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月19日	諮問
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）
令和3年1月26日	審議（第51回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当について

法4条1項1号によれば、児童手当（以下「手当」という。）及び法附則2条1項に基づく特例給付の支給要件について、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給すると規定されている。

(2) 特例給付について

法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者（法5条1項の規定により手当が支給されない者に限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定し、同条2項は、同条1項の特

例給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、5千円に同条3項において準用する7条1項又は3項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすると規定している。

- (3) 法7条1項及び3項によれば、特例給付の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、特例給付を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が他の市町村の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る特例給付を受けようとするときも同様とされている。

- (4) 法施行規則1条の4第1項によれば、法7条1項の規定による認定の請求は、法施行規則様式第2号（児童手当・特例給付認定請求書）を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

そして、手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法7条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されており、他の市町村に住所を変更した場合には、新住所地の市町村長の認定が必要なのであって、旧住所地で受けた認定の効力は、住所の変更によって失われるものと解されている（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」110頁、113頁及び114頁参照）。

- (5) 法附則2条2項によれば、特例給付は、月を単位として支給するものとされ、法8条2項によれば、特例給付は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものであるが、

同条3項によれば、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、特例給付は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めると規定されている。

なお、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかつた場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があつたため、認定の請求ができなかつたことが客観的にみて容認できる場合であると解されている（前掲書122頁参照）。

(6) そして、法施行規則10条によれば、市町村長は、特例給付の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。

(7) なお、法7条1項、8条及び30条の各規定等は、法附則2条3項により特例給付に準用され、また、法施行令7条の規定により、手当の受給資格者は特例給付の受給資格者に読み替えるものとされている。

また、法施行規則1条の4第1項及び10条の各規定は、同15条により特例給付に準用されている。

2 これを本件についてみると、請求人は、令和元年6月25日に〇〇区へ転出届を提出しており、これにより同日付けで、請求人の、〇〇区での特例給付の受給資格は失われていることが認められる（1・(4)）。

そして、担当者が、〇〇区住民基本台帳により請求人の転出予定日が令和元年6月25日であることを確認し、処分庁は、請求人の特例給付の受給資格について消滅処理する旨の本件処分を行

い、請求人に通知したことが認められる。

また、処分庁は、本児に係る請求人の特例給付の支給を同年6月分までとしているが、これは法8条の2のとおり、特例給付の支給を、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終了させた結果であると認められる。

したがって、本件処分は、上記の法令の定めるところに従い、適正になされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法7条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されており（1・4）、他の市町村に住所を変更した場合には、新住所地の市町村長の認定が必要なのであって、旧住所地で受けた認定の効力は、住所の変更によって失われ、また、手当の支給に係る認定を受けるために児童手当・特例給付認定請求書の提出が必要であることが法令により定められていることは上述のとおり（1・3）であるところ、同条を準用する特例給付についても同様に住所変更により旧住所地で受けた認定の効力は失われると解することが相当である。このことからすれば、上記2のとおり、転出予定日をもって請求人の特例給付の支給事由が消滅したことを認定し行った本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

また、請求人は、出張所職員の請求人に対する案内に不手際があったため、転出先である〇〇区への児童手当・特例給付認定請求書の提出が遅れ、令和元年7月（審査請求書には「6月から…支給を受けられていない」とあるが、「児童手当・特例給付受給者台帳」によれば、6月分まで支給済みである。）から同年11

月までの給付分を受給できなかったと主張し、〇〇区に対し、当該給付分を遡及して給付するよう求めている。

しかし、仮に請求人の主張するように、出張所職員の案内に不十分な点があったとしても、請求人は、令和元年6月25日に〇〇区へ転出届を提出しており、これにより同日付けで、請求人の〇〇区における特例給付の受給資格は消滅したことが認められる以上、同日付けで行った本件処分に何ら違法又は不当な点は認められないことは上記2で述べたとおりである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美